

対=対象 定=定員、定数 料=料金、費用 ※料金について記載のない催しは入場無料(参加無料) 申=申し込み 問=問い合わせ 開=開所時間
 休=休所日 手=手話通訳 要=要約筆記 FAX=市担当課 共=共通の内容 ★申し込みはがき「基本事項」の記入方法は11ページを参照

とんちのりのようちえん

五感を使って自然の中で遊びます。5月18日(日)9時30分～15時、玄海青年の家(若松区大字竹並、☎741・2801)で。対5・6歳の未就学児。定10人。料1000円。申4月30日までにネット。

学研都市「留学ゆるトーク」

北九州学術研究都市の人々が留学や外国生活の体験を話すイベント。今回は九州工業大学大学院生金子晴さんがアメリカ・ニュージャージー州への留学について話します。5月22日(木)16～17時30分、北九州学術研究都市内ヒビキノオドリバ(若松区ひびきの)で。対中学生以上。定20人。申5月21日までに北九州産業学術推進機構☎695・3006へ。ネットも可。

海辺で清掃とレクリエーション

海岸の清掃をした後、貝殻アートなどの工作や大玉転がしなどのレクリエーションを行います。5月25日(日)10～14時、新門司海浜公園(門司区大字猿喰)で。対おおむね5歳～小学生と保護者。定先着50人。申4月18日から(土・日曜日、祝・休日は除く)北九州市レクリエーション協会☎921・2801へ。

寄せ植え体験教室

5月25日(日)13時30分～15時、東部障害者福祉会館(戸畑駅前、ウェルとばた6階)で。対障害のある人。定8人。料1000円。申4月16日～5月10日に同会館☎883・5550へ。聴覚障害者は☎883・5551も可(基本事項と手・要など介助必要の有無を記入)。ネットも可。

家族でまごじたこ作り教室

伝統工芸品の「まごじたこ」を作ります。5月31日(土)9～12時、夜宮青少年センターで。対小学生と保護者。定10人。料1人500円。天候によって、たこあげもあり。申はがき(1組だけ)に基本事項を書いて5月15日までに同施設(〒804-0042戸畑区夜宮一丁目2-1、☎871・3465)へ。ネットも可。

子育て

シン・子育てファミリー・サポートセンター入会説明会

子どもの一時預かりや送迎などの子育て支援を行う有償ボランティア会員の内容や登録方法と、その支援を受ける方法など。5月4日(木)10～16時、子育てふれあい交流プラザ(小倉駅北側、

AIMビル3階)で。対育児ボランティアをしてみたい人・支援を受けたい人。申5月3日までにシン・子育てファミリー・サポートセンター☎511・3081へ。

仕事

見つけよう!わたらしいワーク&ライフプラン

いま話題の年収の壁やこれからの働き方を一緒に考えます。4月22日(火)10時30分～12時30分、ウーマンワークカフェ北九州(小倉駅北側、AIMビル2階、☎551・0091)で。対女性。定5人。申4月17～22日にネット。

若者ワークプラザの就職セミナー

①就活ヘア、就活メイクで印象アップセミナー 4月19日(土)13～15時、若者ワークプラザ北九州・黒崎(黒崎駅西側、コムシティ2階)で。
 ②資格取得で早期就職! 4月26日(土)13時30分～15時、若者ワークプラザ北九州(小倉駅北側、AIMビル2階)で。
 共通 対おおむね40歳までの求職者や就職氷河期世代の求職者。申し込みの前に若者ワークプラザへの利用登録が必要。定各30人。申①は4月18日までに

若者ワークプラザ北九州・黒崎☎631・0020へ。②は25日までに若者ワークプラザ北九州☎531・4510へ。

働く上で役に立つ感情のコントロールセミナー

自分の感情をコントロールする方法を学びます。5月15日(木)13～15時、高齢者就業支援センター(戸畑駅前、ウェルとばた8階)で。対就職活動中の人(新卒を除く)。定先着25人。申4月17日から同センター☎882・5400へ。

マイテック・センターの講座

弥生会計入門 6月3日～7月8日の毎週火曜日(全6回)18時30分～20時30分。対マウス・キーボードの操作ができる人。定先着20人。料1万6200円。
 MOSワードとエクセル 6月7日～10月11日のおおむね毎週土曜日(全14回)13時30分～16時30分。対ワード・エクセルの基本操作ができる人。定先着20人。料4万9000円。1ソフトだけの受講も可(料2万6000円)。別に検定料が必要。
 第二種電気工事士・実技 6月13日～7月15日の毎週火・金曜日18時30分～21時と7月5日(土)10時30分～16時30分(全11回)。定先着50人。料3万7300円。
 共通 申 電話で4月17日からマイテック・センター北九州(八幡東区大蔵二丁目、☎651・3775)へ。

後期高齢者医療保険料のお知らせ

福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎092651・31111 各市区役所国保年金課へ

令和7年度保険料

①個人ごとの保険料の計算方法

保険料額(年額)	=	均等割額(加入者全員が同じ金額を負担)	+	所得割額
均等割額と所得割額の合計 最高限度額80万円、10円未満切り捨て		6万4円 世帯の所得に応じて軽減措置があります。 下記「②均等割額の軽減」をご覧ください。		【被保険者の総所得金額等(※1) －基礎控除額(※2)】 ×11.83%(所得割率)

(※1) 前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除額」、「給与収入－給与所得控除額」、「事業収入－必要経費」などの合計額で、医療費控除や社会保険料控除など各種の所得控除前の金額です。
 (※2) 合計所得金額が2400万円以下の場合43万円ですが、2400万円を超える場合は異なります。

②「均等割額」の軽減

対象者の所得要件に応じて、均等割額は軽減されます。

(※3) 「同一世帯」とは、4月1日時点(年度途中で75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)の世帯が基準となります。
 (※4) 「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同額ですが、満65歳以上の人の公的年金は、「公的年金等収入－公的年金等控除額－特別控除額(最大15万円)」となります。また、事業専従者特別控除、分離譲渡所得の特別控除は適用されません。
 (※5) 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者が世帯主が、給与所得か公的年金等に係る所得を有する場合に適用されます。

軽減割合	軽減後の均等割額の年額	対象者の所得要件 【同一世帯(※3)内の被保険者と世帯主の軽減対象所得金額(※4)の合計額】
7割	1万8001円	43万円(基礎控除額) + (給与所得者等の数－1) × 10万円以下 (※5)
5割	3万2円	43万円(基礎控除額) + (給与所得者等の数－1) × 10万円 + (30.5万円 × 被保険者数) 以下 (※5)
2割	4万8003円	43万円(基礎控除額) + (給与所得者等の数－1) × 10万円 + (56万円 × 被保険者数) 以下 (※5)

③後期高齢者医療制度加入日の前日まで、社会保険の被扶養者であった人(国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません)

制度加入時から2年間に限り、均等割額が5割軽減され、所得割額はかかりません。均等割額が7割軽減に該当する人は、7割軽減が優先となります。

令和7年度保険料の納付

①2月に年金天引きだった人

原則として、2月に年金天引きされた額と同額が、4・6・8月の年金から天引きされます。なお、令和6年12月以降に保険料額が変更になった人などは、年金天引きとならないことがあります。7月に、令和6年の所得金額を基に保険料額の確定を行い、10月以降の納付金額と納付方法を郵送で通知します。

②2月に年金天引きでなかった人

原則として、7月から口座振替が納付書による納付となります。なお、4月上旬に「令和7年度後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書」が届いた人は、4月から新たに年金天引きされます。